

【11．地球社会の「平等・開発・平和」への貢献】

1．現行計画の達成状況・評価

<目標>

- 男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。
- 国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

【計画期間中に実施した主な施策】

- 女子差別撤廃条約に基づく国連女子差別撤廃委員会に日本の実施状況報告を提出。委員会において審査が行われ最終コメントが示された（内閣府等）
- 女子差別撤廃条約、最終コメント等についてホームページ、広報誌、報告会等を通じ一般へ広報、周知（内閣府等）
- 苦情処理・監視専門調査会において、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について、上記女子差別撤廃委員会の最終コメントへの各府省の取組の方向性、既に批准したILO条約の適切な実施及び未批准のILO条約についての批准の可能性等に関し調査検討を実施。平成16年7月の男女共同参画会議において、より積極的な方針の明確化、国際合意を踏まえた取組などを求める意見決定（内閣府、男女共同参画会議）

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

【計画期間中に実施した主な施策】

- 国連機関における関連会合への出席、国際機関基金等への協力を通じたジェンダー問題等に関する支援（外務省等）
- ODA大綱の基本方針に男女共同参画の視点を盛り込む（外務省）
- 女性NGO関係者が国連総会第3委員会、婦人の地位委員会等に参加するなど、NGOと政府の連携及び女性の参画を促進（外務省）
- 国際機関で働く日本人女性職員の増強支援策（外務省）
- 苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について調査審議を実施。平成16年4月の男女共同参画会議において、関係施策の一層の推進を図ることを求める意見決定（内閣府、男女共同参画会議）
- 上記決定を踏まえ、「ODAジェンダー担当官」の配置やWID（途上国の女性支援）イニシアティブからGAD（ジェンダーと開発）イニシアティブへの改定を実施（外務省）

【主な政策効果】

● ジェンダー・W I D（途上国の女性支援）関連事業の実績 / 二国間（単位：百万円）

	12年度	13年度	14年度	15年度
2国間協力 計	124,809	49,537	81,056	65,071
技術協力	22,018 (14%)	22,319 (14%)	15,928 (11%)	14,528 (12%)
無償資金協力	37,730	21,963	42,146	35,271
一般プロジェクト（交換公文締結ベース）	35,746 (33%) 67件 (36%)	19,540 (18%) 45件 (27%)	39,782 (40%) 64件 (40%)	33,652 (41%) 67件 (44%)
草の根	1,984 (23%) 399件 (26%)	2,423 (24%) 451件 (26%)	2,364 (25%) 358件 (25%)	1,619 (14%) 222件 (16%)
有償資金協力（交換公文締結ベース/ 債務繰延分を除く）	65,006 (7%) 7件 (8%)	5,194 (1%) 1件 (2%)	22,909 (4%) 5件 (11%)	15,215 (3%) 2件 (5%)
NGO 事業補助金	54.9 (10%) 14件 (9%)	60.8 (12%) 12件 (9%)	54.5 (13%) 11件 (9%)	22.4 (9%) 6件 (9%)
日本 NGO 支援無償資金協力			18.6 (3%) 2件 (3%)	34.8 (5%) 3件 (5%)

注：実績額は、案件の一部に女性を対象として参加及び受益の確保を含むものを全額計上しているため、女性のみ
の支援額ではない）

資料出所：外務省調べ

● 国連・国際機関における男女別・クラス別日本人正規職員数

年	男性		女性	
	D以上	P	D以上	P
2004	45	263	14	288
2003	39	253	12	253
2002	45	238	14	224
2001	41	229	13	198
2000	45	224	13	186

注：Pレベル：専門職以上、Dレベル：幹部職員

資料出所：外務省調べ

< 評価と問題点 >

- 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組について留意し、国内への取り入れについて努力は行われているが、国際合意の積極的遵守についての政府としての方針が徹底していないため、取組を進める必要がある。
- ODA大綱への男女共同参画の視点の明記やGADイニシアティブの発表など進展が見られる。また、政府開発援助の具体的推進についても、無償資金協力

等においてジェンダーの視点からの審査について取組を始めており、効果的にフォローアップすることが必要である。

- 以上のほか、男女共同参画会議意見決定(「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について」(平成16年4月23日)、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」(平成16年7月28日))を踏まえて具体的取組を進める必要がある。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

<目標>

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、女性の地位向上に当たり、平等・開発・平和の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)で採択された宣言においては、「行動綱領」及び平成12年(2000年)に開催された女性2000年会議の成果文書が再確認された。また、その実施状況の評価・見直しが行われた。

これらを踏まえ、国内のあらゆる分野・地域において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、世界の女性の地位向上に貢献するため、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

【施策の基本的方向】

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野で情報化及びグローバル化が急速に進展し、国際社会の動向が直接・間接に我が国に影響を及ぼしていることから、国内における取組を行うに当たって、国際社会における取組の動向、成果及び経験を十分活用し、国際規範・基準の取り入れ・浸透を図ることが一層重要となっている。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

【具体的な取組】

- 女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について実効性のある対応を検討するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。
- 上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、同委員会に対し、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を提出する（平成18年）。
- 権利侵害の被害者が女子差別撤廃委員会へ通報する個人通報制度を定める女子差別撤廃条約選択議定書の批准の可能性について早期に検討を行う。
- 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO条約第111号）について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期に批准に向けての検討を図るなど、女性にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、積極的な対応を図る。
- 国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報の方策等について検討する。

（2）地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

【施策の基本的方向】

政府開発援助（ODA）の実施については、国連をはじめとする国際機関や先進諸国においてジェンダー主流化の観点からの援助を実施しているところである。我が国においても、「政府開発援助大綱」（平成15年（2003年））を踏まえ、平成17年（2005年）の「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）において発表した「GAD（ジェンダーと開発）イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って国別援助計画を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化するとともに、有効な実施・監視体制を整備する。また、ODA政策及びその実施状況等について、国際機関及び国民に適時適切に説明責任を果たす。

国際協力に携わる者のジェンダーに関する認識の向上を促進する。また、ODA政策の立案及び実施に当たっては、援助側及び被援助側における女性の参画に配慮する。

国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

なお、地球社会の「平等・開発・平和」の推進に当たっては、内外のNGOが重要な役割を果たしており、これらのNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

【具体的な取組】

- 男女共同参画社会基本法の理念並びにODA大綱及びODA中期政策に沿って、「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平

和構築、民主化、情報通信技術の格差是正といった新しい開発課題にもどのようにジェンダーの視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。

- 国際的な動向や開発途上国自身の開発戦略を踏まえつつ、更に女子差別撤廃条約の基本的な考え方を反映させ、援助案件について男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。
- 支援の実施に当たり、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画に資するような案件内容にするように努める。
- 国連開発計画（UNDP）日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金においてジェンダー案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金（UNIFEM）への支援を推進する。
- ODAジェンダー担当官を通じてジェンダー問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行うなど、ジェンダー平等に資する案件の発掘及び実施に努める。
- 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に公表する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策についてわかりやすい広報を行う。
- 開発途上国自身の主体性を高めることを通じ能力開発を図ることを目的とする南南協力を活用する。このため、開発途上国のジェンダー専門家、ジェンダー研究機関、NGO等の知見を活用して、事業実施、調査研究、研修、人材交流等を一層推進する。
- 被援助国政府におけるジェンダー統計の整備・提供、及びそのための体制づくりのため、政府統計機関、国際機関、国内本部機構、実際の統計使用者等との連携をより強化してこれらに対する支援を実施する。
- 政府開発援助における各府省男女共同参画担当部署の明確化を図る。また、在外公館並びに国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の在外事務所においてジェンダーに関する情報を共有するとともに、ジェンダー主流化のための現地の体制を整備する。さらに、関係府省、援助実施機関、NGO等の間の連携を促進する。
- ジェンダー研修の内容を常に改善するとともに、援助関連職員及び援助関係者に対して研修を実施する。
- ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、日本政府代表などに女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。
- NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。
- カンボジア、アフガニスタンをはじめとした開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。
- 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、紛争時において最も支援を必要とするのは女性や児

童であることを考慮し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。